

星槎道都大学

令和4年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和5年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

星槎道都大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

使命・目的、教育目標及び建学の精神は、不撓不屈と社会貢献・奉仕の精神という特色を明示し学則等に簡潔な文章で定めるとともに、学生便覧やホームページにも掲載し学内外に公表している。建学の精神とともに、星槎グループの三つの約束「人を認める・人を排除しない・仲間を作る」についても、学生・教職員に周知し、浸透している。

建学の精神、教育の理念等の趣旨を踏まえて、大学のディプロマ・ポリシーを策定し、それに基づき学科ごとにディプロマ・ポリシーを策定し、その達成指針として、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを策定している。

3学部4学科のほか、地域連携センター、教職センター、図書情報館及び留学生別科日本語専攻を設置し、教育目的を達成するための必要な教育研究組織を整備している。

「基準2. 学生」について

建学の精神及び教育の理念を反映したアドミッション・ポリシーを大学全体及び学科ごとに策定し、「アドミッション・オフィス規程」に基づき公正かつ妥当な方法で入学者選抜を実施し、直近は3期連続して入学定員を上回る学生数を確保している。

教員、学生相談室及び学務課によるきめ細かな修学支援を行い、経済的支援策として多様な奨学金制度を提供し、留学生のための国際交流センターを設置するなど学生を支援する体制を整えている。

校地・校舎を適切に配置し、これらを有効に活用しており、建物については概ね耐震化、バリアフリー化している。学生の意見・要望は、授業アンケートのほか学生と面談する機会を通じて収集し、必要に応じて学科会議や情報共有会議等で共有し対応している。

〈優れた点〉

- 学生募集について、知名度アップの取り組みや広報担当者の人的増員、広報費・広報戦略の見直しなどを行い、直近では、3期連続で入学定員を確保し、収容定員をほぼ充足する水準に回復させたことは高く評価できる。
- 北広島市や商工会と連携協力インターンシップ先の開拓に努め、積極的にインターンシップを推進していることは評価できる。
- 有償型インターンシップを制度化し、学生に対する教育と経済的支援とを高度に両立させている点は高く評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

建学の精神に沿ってディプロマ・ポリシーを大学全体及び学科ごとに策定し、単位認定、進級判定、卒業認定に関わる規則や基準を定め、学生に周知し適切に認定及び判定を実施している。カリキュラム・ポリシーは、建学の精神、教育の理念等を踏まえ大学全体及び学科ごとに体系的に編成し、ディプロマ・ポリシーと一貫した内容になっている。

教育課程の特徴として専攻・コース制を採用するとともに、「サブメジャー・プログラム」を設け、幅広い学修ニーズに答えている。学生は自身のパソコンやスマートフォンで学修成果や学業成績を閲覧することが可能であり、学修計画に役立てることができる。また、教職員も学生の学修情報を共有することで組織的に学修支援を行っている。

「学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)」で学修成果の指標を明確に設定し、点検・評価する体制が整っており、その結果をホームページで公開している。

〈優れた点〉

○履修指導や授業開始時のオリエンテーション等において、各授業担当者のみならず、学科サポーター、履修アドバイザーが各学生に対し趣旨や内容を周知している点は評価できる。

「基準 4. 教員・職員」について

学長を責任者とすることを規則により明確に規定した上で、学長を議長とする「教学マネジメント会議」を設置し、学長が適切にリーダーシップを発揮できる体制を整備している。教授会や各専門委員会の位置付け及び役割も明確であり、事務職員も適切に配置している。

全学 FD 研修会と学科別 FD 研修会を実施するとともに、学長を含む全教職員の資質・能力の向上を図ることを目的に SD(Staff development)活動を定期的に行っている。人事評価は規則に基づき実施し、昇任や賞与査定に利用している。

全ての専任教員に独立した研究室を提供し、個人研究費を配分するとともに、学務課が各教員の学外の研究費申請手続き等を支援している。

研究倫理に関する規範や規則を設け、その確立と厳正な運用を行っている。今後、研究時間を確保するためにカリキュラムのスリム化等の取組みが期待される。

〈優れた点〉

○人事評価と部門長業績評価を組合わせて、教職員の 360 度評価を導入しており、全ての教職員が評価する立場、評価される立場になることで、人事評価制度の適正化を図っていることは高く評価できる。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

理事会を適切に開催し、出席状況も良好である。理事長の補佐として常務理事を任命し業務を分掌しているほか、理事会において理事の役割分担を決め、機能性を発揮できる体制を整備している。法人の意思決定組織として「経営企画会議」が機能しており、原則毎週開催される「情報共有会議」で把握した諸課題等もその議題に反映している。

監事監査は、「監事監査計画書」に基づき適切に実施している。評議員会は一定数を学外者で構成しており、出席状況も良好である。

中長期的な計画として、中期計画及び経営改善計画を策定し、毎年見直しを行うことで、計画的な財政運営を実施しており、3期連続して入学定員を上回る学生数を確保したことにより、令和3(2021)年度の経常収支差額はプラスに転じ、令和2(2020)年度決算より運用資産が外部負債を上回り財務基盤は改善している。

「基準6. 内部質保証」について

「内部質保証に関する方針」及び「内部質保証に関するPDCAサイクル図」を制定し、学長を議長とする「教学マネジメント会議」を責任部署として定め、恒常的に自己点検・評価を実施する体制を整備し運用を開始している。評価の結果は、3年ごとに「自己点検・評価報告書」にまとめ公表している。今後は、評価結果を毎年検証していく計画である。

内部質保証については、三つのポリシーを大学全体及び学科ごとに定め、「学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)」に基づく調査結果により、全学レベル及び学部・学科レベルにおいて検証し、改善に取り組んでいる。

自己点検・評価や認証評価などの結果を踏まえた中期計画及び経営改善計画を策定し、具体的施策ごとに担当部署を決め、責任体制を明確にした上で取り組んでいる。これらの計画は、毎年見直しを行い、法人及び大学運営の改善・向上のための仕組みが機能している。

前回認証評価における指摘事項は着実に対応している。

〈優れた点〉

○自己点検・評価活動の客観性・適切性を確保するための体制として、外部有識者を含む「教育改革有識者委員会」を設置し、外部有識者から広く意見を募り改善に反映させる取組みは評価できる。

総じて、発展的に改定した建学の精神、教育目標等を基礎として、理事長・学長のリーダーシップのもと組織的な教学マネジメントが機能している。地域との関わりも積極的に行い、学生の活動は地域社会からも期待されており、地域との連携も強化している。内部質保証の実施体制を明確にしたところであり、自己点検・評価や中期計画の見直しの仕組みは大学の継続的な改善活動として機能している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準A.地域社会との連携及び地域社会への貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 星槎グループ内部進学者の情報交換・受け入れの促進のための入試広報活動

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的は学則に定め、教育目的は学則の別表として学部・学科ごとに明文化しており、文章は簡潔にまとめ、学則のみならず「ガバナンス・コード」、学生便覧やホームページにも掲載し、学内の複数か所に掲示している。

建学の精神や教育目的は、開学時の建学の精神である「百折不撓と奉仕の精神」を現在に引継ぎ、「常に新たな道を切り開き、それを成し遂げる」不撓不屈の精神と「共生社会の実現」という社会貢献・奉仕の精神を有する人材の育成という、大学の個性・特色を明示している。併せて、星槎グループの三つの約束「人を認める・人を排除しない・仲間を作る」についても、建学の精神とともに、学内の複数か所に掲示され、学生・教職員に周知され浸透している。

「教学マネジメント会議」を設置し、定期的な検証及び改善活動を全学的な体制で行っており、新たな大学グループへの加入や大学名の変更など、情勢の変化に対応して、使命・目的及び教育目的の見直しを図っている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的は、教育改革実行会議で原案を策定し、学務委員会、教授会での意見聴取を経て経営企画会議及び理事会で審議し決定しており、その過程に役員、教職員が参画している。建学の精神、教育の目的等は、「ガバナンス・コード」、大学案内、学生便覧、「学校

法人北海道星槎学園事業の実績報告」に記載し、ホームページにも掲載し学内外に周知している。また、中期計画及び経営改善計画にも計画策定の基本的な考え方として明記している。

教育の理念を反映させて大学全体のディプロマ・ポリシーを策定し、それに基づき学科ごとにディプロマ・ポリシーを策定している。カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーはディプロマ・ポリシー達成のための指針として策定している。

3 学部 4 学科のほか、地域連携センター、教職センター、図書情報館及び留学生別科日本語専攻を設置し、教育目的を達成するための必要な教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神及び教育の理念に基づいて、アドミッション・ポリシーを学科ごとに明確に策定し、大学案内、入学試験実施要項、ホームページ等を通じて周知している。

「アドミッション・オフィス規程」に基づき、公正かつ妥当な方法で入学者選抜を実施している。近年の入学定員充足率は改善しており、直近では入学定員を上回る学生数を確保している。その結果、収容定員充足率も改善している。

〈優れた点〉

○学生募集について、知名度アップの取組みや広報担当者の人的増員、広報費・広報戦略の見直しなどを行い、直近では、3 期連続で入学定員を確保し、収容定員をほぼ充足する水準に回復させたことは高く評価できる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援として、入学前教育プログラムを行っている。各学科に履修アドバイザーを配置し、履修に関するアドバイスをを行っている。初年次から開講しているゼミナールでは、ゼミナール担当教員が新入生に対して大学生活に関する指導を行い、学生の自主的な学修管理をサポートする体制を整備している。

教員と学務課職員とが連携して、GPA(Grade Point Average)を利用した学修指導を実施している。実験・実習・演習等での補助業務を主に担当する教育支援者として、学部学生から SA(Student Assistant)を雇用し学修支援を行っている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

専門委員会であるキャリア支援委員会を設置し、学生のキャリア支援に向けた組織的取り組みを行っている。キャリア支援センターを設置し、同センターにおいて国家資格キャリアコンサルタントを有する常勤職員が学生に対しキャリアカウンセリングを行っている。

道内 9 大学で構成される「北海道地域インターシップ推進協議会」に加盟するとともに、北広島市、商工会、取引先等との間に構築した連携協力体制を通じて、インターンシップ先の開拓に努め、積極的にインターンシップを推進している。

〈優れた点〉

○北広島市や商工会と連携協力しインターンシップ先の開拓に努め、積極的にインターンシップを推進していることは評価できる。

○有償型インターンシップを制度化し、学生に対する教育と経済的支援とを高度に両立させている点は高く評価できる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

ゼミナール担当教員が、学生の日常生活における相談を個別に受付け、学生への助言・指導を行っているほか、必要に応じ学務課も対応に当たっている。また、学生相談室を設置し、生活相談、保健相談、栄養相談を受付けており、臨床心理士を含むカウンセラーと

看護師を含む学生保健アドバイザーが個々の学生の状況により連携を図り、学生の問題解決に当たっている。

留学生には国際交流センターが対応している。多様な奨学金制度を設け、学生を経済的に支援する体制を整えている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地・校舎は、設置基準をはるかに超える面積を有しており、グラウンド、野球場、トレーニングルームを有した体育館などの施設・設備を適切に配置し、有効に活用している。また、校地内に十分な駐車場を確保している。

図書情報館は十分な学術情報資料を備えている。授業時間に合わせた図書情報館の運営を行っている。「コンピュータ室」「マルチメディア教室」「OA 機器実習室」「ハイテクアート室」といった ICT（情報通信技術）環境・実習環境を整備している。また、キャンパス全体としてバリアフリー化に向けた努力を行っている。

収容定員に対して余裕のある施設・設備体制になっている。クラスのサイズを適切に保つために、一授業科目当たりの受講者数へ配慮している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

授業アンケート、意見箱、入学者や特待生に対する個別面談、また、オフィスアワーでの学生相談等を通じて、学修支援や学修環境に関する学生の意見・要望等を収集している。収集した情報を学科会議や情報共有会議等で共有し、必要に応じて対応している。授業改善アンケートの結果を担当教員にフィードバックし、各教員が授業の改善に役立てている。アンケート結果に対する教員コメントをホームページに公開している。

心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活についての意見・要望については、学生相談室のスクールカウンセラーが対応している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

平成 29(2017)年に変更された建学の精神である「社会に必要とされることを創造し、常に新たな道を切り開き、それを成し遂げる」及び法人グループの三つの約束「人を認める・人を排除しない・仲間を作る」に沿って大学全体のディプロマ・ポリシーを策定している。同時に、ディプロマ・ポリシーは、学科ごとに策定され、学生便覧に掲載するとともにホームページに公開、周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、単位認定、進級判定、卒業認定に関わる規則や基準を策定し、学生に周知し適切に認定及び判定を実施している。

単位認定はシラバスに記載のある「履修目標」「到達目標」「評価前提基準」「評価方法」「ルーブリック」等を初回授業時に科目担当者より学生に説明し、成績評価基準点、出席状況等の総合評価で単位認定を確定している。

〈優れた点〉

○履修指導や授業開始時のオリエンテーション等において、各授業担当者のみならず、学科サポーター、履修アドバイザーが各学生に対し趣旨や内容を周知している点は評価できる。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、建学の精神、教育の理念及び「学部、学科の教育研究上の目的」を踏まえ、大学全体及び学科ごとに策定し、学生便覧に掲載するほか、ホームページにおいて情報公開し、周知している。

カリキュラム・ポリシーは、履修すべき科目、単位及び各種資格・免許課程の設置、キャリア教育の関連を明示し、ディプロマ・ポリシーと一貫した内容になっている。また、各授業科目を体系的に編成し、教育課程の特徴として、各学部・学科における専攻・コース制を採用するとともに「サブメジャー・プログラム」を設け、学生がそれぞれの学修における興味・関心、進路希望に応じ、自主的に履修モデルを選択できるように工夫している。

教養教育は、基礎的な学力及び教養・知見・技能の向上を目的として開講している。全学部共通で共通教育科目（教養科目）は、「修学基礎」「キャリア支援」「人文社会科学」「健康とスポーツ」「英語」「その他の言語」「情報リテラシー」「数理基礎」「サブメジャー・プログラム」の九つの科目区分を構成し適切に実施している。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

「学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）」に、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルそれぞれ学修成果の指標を設定し、点検・評価する体制が整っている。同時にシラバスに科目別教授内容とディプロマ・ポリシーとの関連を明記している。

学生は各自のパソコンやスマートフォンを用い、学生カルテ・ポートフォリオシステムにより学修成果や学業成績を閲覧することが可能であり、次学期の学修計画に役立てている。また、教職員は学修成果の点検・評価結果及び授業改善アンケートなどの可視化された各種情報を専門委員会や学科会議を通して情報共有することで、組織的な学修支援体制を確立している。同時に、その結果を受けた教員コメントはホームページに掲載し情報公開している。

各学科 2 人の学生と学務課職員で構成する「学生 FD 推進委員会」を設置し、授業に関する学生要望等を聴取している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人北海道星槎学園職制及び分掌規程」にて、学長が大学の執行の責任者として学務を統括することを規定している。学長、副学長、特命事項を担当する学長補佐、学部長、学科長、図書情報館長及び事務局長を構成員とする「教学マネジメント会議」を設置して学長が適切にリーダーシップを発揮できる体制を整備している。

教授会や各専門委員会の位置付け及び役割も明確である。また、職員を適切に配置し、教学マネジメントが機能している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

専任教員は、教育課程を運用するのに必要な数を確保しており、設置基準を大幅に上回っている。採用・昇任は、「星槎道都大学教育職員の採用及び昇格規程」に基づき、採用に際しては基本的に公募制をとっている。

FD 活動として、FD 推進委員会が企画立案する全学 FD 研修会と、学科企画の「学科別 FD 研修会」を実施し、その内容には「大学での学び実態調査」など IR 活動の結果も活用している。

4-3. 職員の研修

- 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向

上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のための SD 活動については、「学校法人北海道星槎学園 SD 推進委員会規程」に基づき、教授等の教員や学長等の大学執行部を含む職員の資質・能力の向上を図ることを目的に実施している。学生支援の研修を共催で実施するなど、SD 推進委員会と FD 推進委員会の連携は密接である。

教職員の人事評価は「学校法人北海道星槎学園人事評価規程」に基づく「業務評価」及び「発揮能力評価」を実施し、昇任や賞与査定に利用している。また、「星槎道都大学部門長業績評価規程」に基づいて、部下が部門長を評価する制度を導入している。

〈優れた点〉

○人事評価と部門長業績評価を組合わせて、教職員の 360 度評価を導入しており、全ての教職員が評価する立場、評価される立場になることで、人事評価制度の適正化を図っていることは高く評価できる。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

全ての専任教員に独立した研究室を提供している。教員の研究活動を全面的にバックアップする体制として、学務課に研究支援の担当者がおり、各教員の学外の研究費申請及び執行に係る手続きを支援している。

研究倫理に関しては「星槎道都大学研究活動に係る行動規範」や「星槎道都大学受託研究取扱規程」をはじめとする規則を設け、研究倫理の確立と厳正な運用を行っている。

外部資金の獲得には過去及び進行中の研究業績を欠かせないという判断から、財政状況を踏まえながら個人研究費の支給を実施している。また、今後、研究時間を確保するためにカリキュラムのスリム化等の取組みが期待される。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為、「ガバナンス・コード」「学校法人北海道星槎学園理事会業務委任規則」等に基づき、経営の規律と誠実性を維持する運営を行っている。また、中期計画及び経営改善計画を策定し、これらに基づいて各年度の事業運営を行うなど、社会情勢の変化に対応した継続的な努力をしている。

クールビズや照明の LED 化、ハラスメント防止や個人情報保護に関する各種規則の整備と学生便覧による学生への注意喚起、「学校法人北海道星槎学園危機管理規程」に基づく「消防・防災計画書」等の整備や年 1 回の防火・防災訓練、北海道胆振東部地震の際の停電の教訓を生かした地震対策備品の備蓄など、環境保全、人権、安全への配慮も適切に行っている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は原則として毎年度 5 月、7 月、3 月に開催され、理事の出席状況も良好である。また、外部理事が多く含まれており、構成の多様化を図っている。

理事長の補佐として常務理事を任命し業務を分掌しているほか、理事会において理事の役割分担を決めており、機能性を発揮できる体制を整備している。

「学校法人北海道星槎学園理事会業務委任規則」を制定し、法人及び大学の一部の業務の決定を理事長に委任できることとしている。また、理事長、常務理事、学長、副学長、各学部長、事務局長等で組織する「経営企画会議」を適宜開催し、機動的な意思決定のための仕組みを整えている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長、常務理事、常勤理事、学部長、その他理事長が指名する者を構成員とする「経営企画会議」が法人の意思決定組織として機能しており、原則毎週開催する情報共有会議で把握した諸課題等をその議題に反映している。事務局では、毎月「事務局部門長会議」を実施し、毎日朝礼を行うことで、各事務部門間の意思疎通を図っている。

また、監事監査は、「監事監査計画書」に基づき年 3 回適切に実施している。評議員は半数以上が学外者であり、学外の意見を大学運営に生かせる構成になっている。評議員会への出席状況は良好である。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中長期的な計画として、中期計画及び経営改善計画を策定し、計画的な財政運営を実施している。特に、具体的な数値目標を示す経営改善計画については、毎年点検し、その進捗状況に合わせて計画修正を行い、綿密な計画のもと改善に取り組んでいる。3 期連続して入学定員を確保したことにより、学生生徒等納付金や私立大学等経常費補助金等の収入増が実現し、令和 3(2021)年度の経常収支差額はプラスに転じた。また、現金預金等の金融資産の増加によって、令和 2(2020)年度決算から運用資産が外部負債を上回り財務基盤は改善している。法人の財政状況や学生募集状況等については、全教職員が参加する年 3 回程度の「経営状況報告会」で理事長が直接説明し、危機意識の共有を図っている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準に準拠し、その趣旨を踏まえた「学校法人北海道星槎学園経理規程」及び「学校法人北海道星槎学園経理事務実施要領」に従って、適正な会計処理を実施して

いる。予算については決算の大幅なかい離が生じないように、原則として年に2回は更正している。会計監査は独立監査人である公認会計士が実施している。独立監査人は、期中監査に際しては、経理担当者だけでなく、理事長や常務理事に対しても、監査状況等を説明している。

監事による監査は「学校法人北海道星槎学園監事監査基準」に基づき年3回程度実施し、結果は理事会及び評議員会へ報告している。また、監事は、理事会及び評議員会へほぼ毎回出席し適宜意見を述べるほか、理事長を含む理事らと活発な意見交換を行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「内部質保証に関する方針」及び「内部質保証に関する PDCA サイクル図」を制定し、学長を議長とする「教学マネジメント会議」を責任部署として定めている。「教学マネジメント会議」は、「自己点検・評価運営委員会」からの報告をもとに、各組織の自己点検・評価を検証し、必要に応じて改善を指示する。また、当該組織の長は改善事項に関する改善計画書を学長に提出して改善を図るとともに、その結果を学長に報告し、「教学マネジメント会議」が再度検証を行うこととする体制を整備し運用を開始している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

学部等の各組織は毎年、「自己点検・評価委員会」から示された基本方針に基づき、自己点検・評価を行い、結果を「自己点検・評価運営委員会」へ報告し、「自己点検・評価運営委員会」は報告書を作成している。また、「自己点検・評価運営委員会」は3年ごとに「自己点検・評価報告書」にまとめ公表しており、今後は、評価結果を毎年検証していく計画である。評価の結果や今後の課題等は、情報共有会議等の機会を通じ、適宜理事長・学長

から教職員に向けて共有している。

教学を含めた組織マネジメントを行う上で必要となる情報や課題を収集・分析するために事務局に IR 課を置き、「学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）に基づく測定・評価結果の検証体制」に基づき「専門委員会」や学部等の各組織へ情報提供している。学部等の各組織は改善方策を検討し、適宜改善を図る体制としている。また、自己点検・評価活動の客観性・適切性を確保するため、外部の意見を活用する取組みも始めている。

〈優れた点〉

- 自己点検・評価活動の客観性・適切性を確保するための体制として、外部有識者を含む「教育改革有識者委員会」を設置し、外部有識者から広く意見を募り改善に反映させる取組みは評価できる。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証については、三つのポリシーを大学全体及び学科ごとに定め、「学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）」に基づく調査結果により、全学レベル及び学部・学科レベルにおいて検証し、改善に取り組んでいる。

自己点検・評価や認証評価などの結果を踏まえた中期計画及び経営改善計画を策定し、具体的施策ごとに担当部署を決め、責任体制を明確にした上で取り組んでいる。これらの計画を毎年見直し、法人及び大学運営の改善・向上のための仕組みが機能している。

学生レベルの内部質保証の仕組みとして学修成果や社会人基礎力の可視化を実施し、その結果を、次学期学修目標の設定や履修計画の策定に活用できる学修支援システムを導入しているが、学生及び大学としての活用はこれからの課題である。

前回認証評価における指摘事項は着実に対応している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域社会との連携及び地域社会への貢献

A-1. 地域との連携・協力に関する方針と方策

- A-1-① 地域との連携・地域への貢献の意義及び貢献の継続性
- A-1-② “共生社会” 及び “福祉コミュニティ” 構築への参加・支援
- A-1-③ 大学が持っている物的・人的資源の地域社会への提供

【概評】

地域社会への貢献及び地域社会との連携として、「地域連携推進センター」及び「生涯学習課」を設置し対応している。具体的には、経営、福祉、デザイン、建築の各専門チームによる下部組織を設置し、地域社会の諸活動に対する専門的な支援、地域課題に係る調査研究及び知的財産を生かした地域貢献を実施している。

共生社会及び福祉コミュニティ構築への取組みとして、3市町村と包括連携協定を結び、地域活性化、地域支援及び人材育成に関する連携事業を展開している。具体的には、建学の精神にのっとり地域社会で活躍できる人材育成の一環として、有償型インターンシップ制度を行っている。

社会福祉法人と協定を締結し、学生の実践体験から得られる資質向上と、同時に地域の福祉人材の確保に貢献している。

その他の取組みとしては、通信教育や公開講座等の開設、大学が持つ物的・人的資源を地域社会へ提供し、地域に根差す大学としての役割や貢献が図られている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 星槎グループ内部進学者の情報交換・受け入れの促進のための入試広報活動

本学では、星槎グループの一員であるという本学の強みを活かして、星槎グループ内の星槎高等学校及び星槎国際高等学校から本学に進学した学生一人ひとりについて、出身高校教員と本学教員との間で、率直な情報交換を行う「星槎道都大学内部進学情報共有会議（以下、「内部進学情報共有会議」という。）」を定期的に ZOOM 会議により開催し、様々な連携を図っている。

「内部進学情報共有会議」では、教員間の情報交換のほか、在学生の学習状況に関する本学教員のコメント情報を出身高校に提供している。このことは生徒を送り出す高校にとって、卒業生の進学後の学びの様子を知ることができるため、将来本学への進学を考えている生徒の教育・進路指導に参考となっていると考える。また、本学の教員にとっても、新入学生及び在学生の高校時代の学びの様子を知ることが、修学・学生生活指導を行う上で大変有益となっている。加えて「内部進学情報共有会議」では、「入試広報課」が進学指導に役立てもらうことを目的に、本学の入試情報を提供するとともに、星槎グループからの内部進学情報を合わせて報告している。

具体的な内容としては、星槎グループ出身の本学在学学生情報をゼミ担当教員等が発表し、それに基づき高校教員がコメントする方法で進行している。現在は、全体会議ののち学年別や出身校別にブレイクアウトルームを設定し、学習成果の可視化、「アセスメント・テスト (GPS-Academic)」の結果などのより細かい教務情報の情報交換を行うことが可能となった。

また、受け入れの促進のための入試広報活動としては、本会議において入学試験における変更点、年度における出願状況など入試情報も情報として配信しているほか、年度最終会議では、各学習センターからの次年度入学者の情報を提供してもらい進学後の修学指導に備えることとしている。なお、本会議は、令和元(2019)年7月より開催し、年間3回(7月・11月・2月)程度のペースで行われている。

星槎グループ高校事業部は全国に展開しているが、北海道内の学習センターにおいて、進路選択の幅を広げるため進路講話や出張授業を定期的に行っており、講義形式の内容については、道内学習センターを通じて全国の学習センターへ ZOOM により配信され、本学への内部進学の入試広報活動の一つとなっている。

また、北海道内にある星槎グループ校の中学校、高校、大学（本学）が参加する北海道プロジェクトが星槎グループ内に設けられ、各校の入試広報状況の報告や内部進学の情報交換、行事・プロジェクト事業の共同開催について定期的に話し合いがもたれている。

